

身近な公園における樹木の取扱い指針

平成 19 年 3 月 28 日加藤副市長決裁
改訂 平成 31 年 3 月 26 日吉岡副市長決裁

1 身近な公園の緑に求められるもの

札幌市は、他の政令指定都市に比べて豊かな都市公園面積を有しているが、町並みが格子状街路形状のために樹木が残る隙間に乏しいことや、本州以南では目立つ存在である社寺林が極めて少ないことなどから、市街地内の緑はかなり乏しい印象を持たれることが多い。

中央区など古い市街地では、ゆとりのある敷地に豊かな屋敷林が目立っていたところが多かったが、近年のマンションブームにより多くがその姿を消してしまっている。郊外に急速に広がった新しい住宅地では、既存の緑が造成時にほとんど失われてしまい、狭小化した宅地内では大きく育つ樹木を植える余裕がなくなっている。

このような背景の中で、市街地内にある都市公園や公共施設などの公共空間における緑の存在が、ますます重要な役割を担っていくことが期待されているといえよう。

緑の機能としては、気象緩和、大気浄化、防風、防火などのような物理的機能のほかに、人間の五感を通して精神面に与える心理的効果が重要である。都市での生活によってストレスを受けた人々は、公園などの緑によって作り出される静かでうるおいのある環境に身を委ねることにより、精神や肉体をリラックスさせ、再び活力を取り戻すといわれている。

(身近な公園の緑の効用)

これらの効果を十分に発揮させるためには、限られた空間の中で樹木を健全に大きく育てる配置計画、長く地域のシンボルとなるよう、健全で長命な生育が可能である気候風土に適した郷土樹種を中心とした樹種の選定、移ろいゆく季節を感じさせるような見どころの多い添景樹種の効果的な配植計画などが必要と考えられる。(効果発揮のための配置・配植)

樹木を植栽するに当たって、地上部については、樹木の密植を避け、隣接地との境界から一定程度の距離をとり、高圧線など他の施設からも必要距離を取るなどの処置が必要となる。また地下部については、周辺の施設や隣地境界への影響に留意した植栽が必要である。(樹木の植栽空間)

樹木の種類については、地域の気象条件や土壌環境に適した郷土種を主体に選定することを基本とし、移入種や外国産樹種はあくまでアクセント的な使い方にするのが望ましい。生長が早すぎて問題を起こしやすく、寿命が比較的短い早生樹種は、特別な場合を除いて新規植栽しないことを基本とする。冬季間の緑の確保のために常緑針葉樹を、また季節感を感じることができるよう花木や紅葉木等を、効果的に配植することも必要である。

(樹種の選定)

また、防犯の観点からは死角や暗がりを作らないように配慮する必要がある。

さらに財政状況の悪化に伴う維持管理費の減少に対応するため、冬囲い、刈込、剪定、薬剤散布等の管理コストの低減を図るような植栽とすることが望まれている。

高度成長期に造成された膨大な数の公園では、狭い敷地にたくさんの樹木が植えられたり、樹種的にも生長の早いものに偏りが見られることが多く、植栽後 20 年から 30 年を経過したものでは、管理が追いつかずに競合が始まったり、隣接地や電線等と問題を起しているものもある。

これらを踏まえ、**身近な公園における緑に求められる姿**を整理すると次のような点を挙げることができる。

- ① 在来種を中心に選定し、道外移入種や外来種はアクセントとして用いるようにする。
特に理由がない限り早生樹種は新規植栽しないことを基本とする。
- ② 冬季の緑の確保のために、常緑針葉樹をポイント的に植栽する。
- ③ 季節感を感じさせるために単調な植栽を避け、花木や紅葉木を植栽する。
- ④ 密植を避け、植物が健全に生長ができる空間を確保する。
- ⑤ 隣接地へ越境する可能性がある場所への植栽には十分注意する。
- ⑥ 道路建築限界や高圧線などの施設への影響がないよう、配植には十分注意する。
- ⑦ 花粉、綿毛、アブラムシの排泄物及び日照障害等、近隣への迷惑要素がある樹種は極力避けることが望ましい。
- ⑧ 防犯の観点からは、死角や暗がりができないような配植を行う。
- ⑨ 維持管理コストに負担がかからないような樹種選定や配植とする。

本市の新規植栽に対する指針である「身近な市街地に設置する公園における植栽設計指針」の中では、以下のような植栽の基本方針を立てております。

- ① 「地域の自然環境や社会環境と調和し、植栽の目的・機能に考慮した樹種の選定」
- ② 「敷地規模・立地条件を考慮し、将来の生長を見越した植栽位置の検討」
- ③ 「緑のボリュームアップを図りつつ、利用形態や樹種特性に応じた植栽間隔・密度の検討」

この方針に基づき、植栽後時間を経て樹木の大きくなった既設の公園において、実際に維持管理等で樹木の取扱いを行なう上で、求められる公園樹木の姿は以上の 9 項目のようなものである。

※在来種：本来北海道に生育している樹種

道外移入種：北海道外から持ち込まれた樹種

外来種：外国から持ち込まれた樹種

(「市街地に設置する公園における植栽設計指針」 P3 参照)

2 本指針作成の目的

大規模な住宅地開発が進んだ時代には、特に丘陵地などでは既存の緑が造成によって失われることが多く、その代わりに住宅地の中にうるおいのある緑を育成することが強く求められ、都市公園や緑道、あるいは街路樹などが次々と整備されていった。

しかし、その時代には供給される緑化樹の種類も限られ、急速緑化が求められていたことから、ニセアカシアやシダレヤナギ、シラカンバ、ポプラ類などのような生長が早く、悪条件下でも生育が可能な樹種が多用されていった。また緑化の進展を、造成公園の数や植栽樹木の本数で表す傾向が強く、そのような中で狭い公園などに将来大きく育つ樹木が密植気味に植栽されてきた傾向がある。

このように、緑の量を早期に確保するため植えられた樹木が、現在では密植状態のまま大きく生長したところがかかなりあり、近隣の住宅や施設へ影響を与えるほか、樹木同士が競合しあって健全な生育が保てないなど、大規模剪定、移植、間引等の管理作業を必要としてきている。

このようなことから、身近な公園の緑を健全に生育させ、本来の効果を発揮できるようにするために、樹木の取扱い方法を提示するとともに、移植・伐採等の判断について、行政の職務執行上の説明責任の観点から、明確に説明ができ順序立てて処置を決定できるよう、基準やチェックリスト等の整理を行うものである。

3 樹木の取扱いの手順について

(1) 樹木の取り扱いを検討する際の手続き

樹木の取り扱いを検討する際に行う手続きは、リフレッシュ工事の際と既設公園での維持管理の際で、要求されるスピードやコストが異なることから、異なる手続きとする。

① リフレッシュ工事

- a リフレッシュ公園の基本情報（参考資料1）
- b 現況植栽平面図作成（樹冠の状況、樹木の競合状況等把握）
- c 周辺の緑（街路樹・樹林地等）の状況を確認
- d 住民意見の把握
- e 再整備における植栽の方針
- f 取り扱いチェックリストにて処置検討（別紙1）
- g 植栽計画図作成
- h 将来の予想

② 既設公園での維持管理

既設公園で樹木の取扱いの検討が必要になる場合は、リフレッシュ工事の設計の中で検討を行う場合と基本的に考え方は同じだが、対処にかけられる時間や費用が少ないなどの制約がある。

- a 公園の樹木カルテを作成しておく（すべての公園について作っていくことは短

期間にはできないことから、問題の多い公園から順次作成していく）（参考資料 2）

- b 住民意見の把握
- c 取り扱いチェックリストにて処置検討（別紙1）

(2) 樹木の取扱いチェックリストについて

① チェックリストの構成

- a 主に支障となる事象についてフローで検討し、その場所から移動の必要があると判断された樹木は、「移植・伐採の判断」のフローでその判断を行う。
- b 列植や樹林については、それぞれのフローの中で検討し、その場所から何らかの樹木を移動する必要があると判断された場合については、「どの樹木を処置するか判断」のフローで処置木を決め、更に「移植・伐採の判断」のフローでその処置の判断を行う。

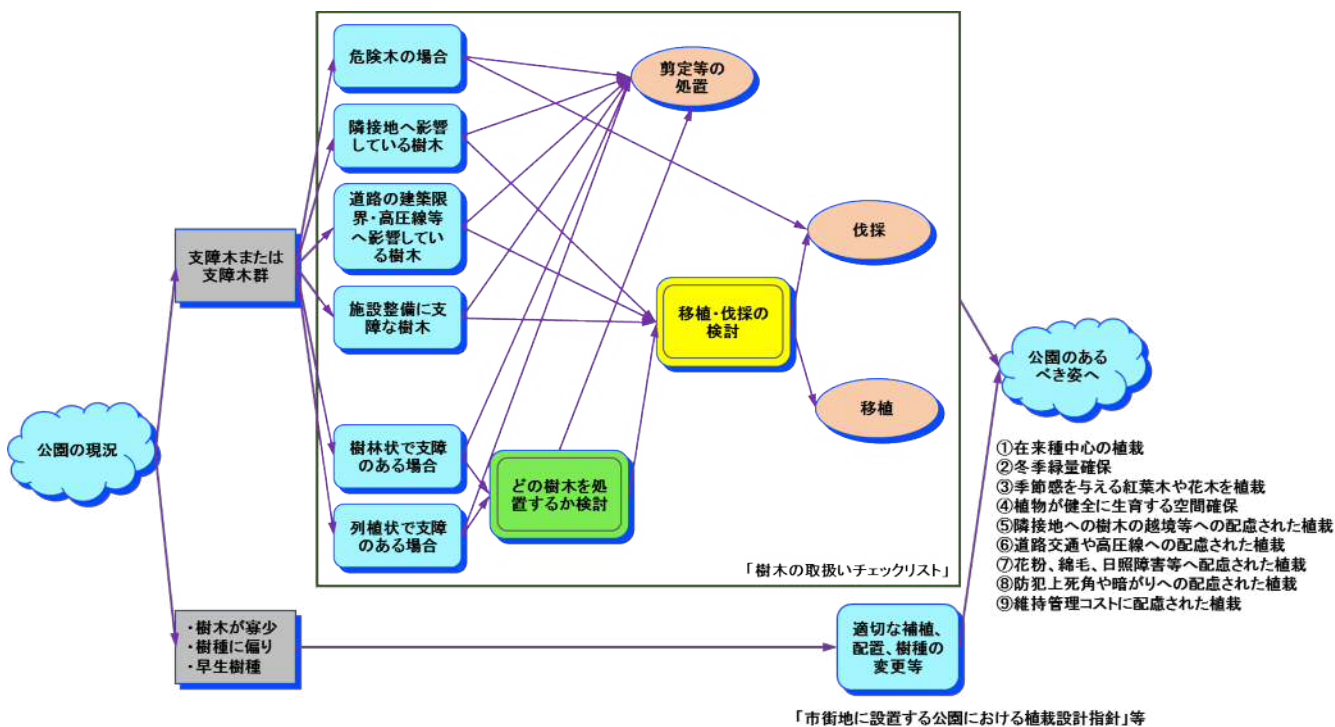


図1 公園樹木の取扱いと樹木の取扱いチェックリストの関係

② チェックリストを使用する場合に留意点

- a 樹木の取扱いを考える場合、要望・苦情等が寄せられているからといって安易に樹木の処置を検討するのではなく、将来その公園のみどりが良好な姿になるためにはどのような処置が必要かを熟慮すること。
- b 樹木の剪定コストの多寡の判断については、実際に行う作業コストと併せ、これまで行ってきている作業頻度・コストを参考に将来の作業コストも検討すること。

- c 樹木の移植・伐採を行った場合、将来の公園のみどりの姿を予想し、補植を検討するなど緑量確保に努めること。ただし、樹林率が非常に高く補植をすることにより鬱蒼とするような場合はこの限りではない。
- d 危険木の判定が必要な場合で樹木医による危険木診断を受けていない場合には、管理担当者が別紙2の「危険木判定表」により危険木の診断を行うこととする。ただし、歴史的な樹木、シンボリックな樹木、いわれのある樹木及び大径木を含む場合などで、担当者が判断が困難な場合には、樹木医の判断を求めることができる。

4 伐採・移植に伴う樹林率減少の制限設定について

公園における樹林率の想定増加率を3.5%/年とすると、伐採・移植に伴って減少した樹林率が10年間で元に戻る範囲は現況の3割程度までと考えられる。

良好な樹林を形成している場所を除き、概ね25～30%の樹林率を標準とし、これを大きく超えてみどりが鬱蒼としている場合を除いて、伐採が必要な場合は、最大3割を限度とする。(参考資料3、4)

※ 樹林率とは、公園内の高木の樹冠を垂直に投影した面積の率で、
$$\frac{\text{樹冠投影面積}}{\text{公園面積}} \times 100 (\%)$$
で示す。

5 将来を予測した維持管理について

これまでの公園における維持管理は、公園に存在する植栽や施設に対して、既に設定された頻度の除草や剪定を行うほか、苦情等に対する対症療法的な維持管理が中心となっていた。

将来を予測した維持管理とは、問題が発生する都度に対症療法として作業を行うものではなく、公園の現状を認識し、更に将来のあるべき姿を予測・検討しながら、問題が発生しないよう先手を打ちながら維持管理を行うものである。実際には、樹木の枝の誘導的な剪定、支障が予想されるような樹木の移植・伐採、樹種構成の多様化・早生樹種の樹種更新、公園内の管理コストを低減させるような措置などが考えられる。

このような管理を行うためには、樹木管理台帳の整備などの一次的な経費の投入が必要であるが、現在の厳しい財政事情からはなかなか困難が予想される。このため、既に十分普及しているパソコンと汎用ソフトを活用し、普段実施されている公園管理作業の日報等を活用してデータを蓄積していくことなどにより、課題を早く発見し、速やかな対処ができる仕組みづくりを構築してゆくことが求められている。